



一般財団法人 コージェネレーション・エネルギー高度利用センター

Advanced Cogeneration and Energy Utilization Center Japan

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-16-4 アーバン虎ノ門ビル 4 階

TEL 03-3500-1612 FAX 03-3500-1613

<http://www.ace.or.jp/>

発行日 2015 年 2 月 28 日  
発行人 専務理事 土方 教久  
発行所 一般財団法人 コージェネレーション・エネルギー高度利用センター  
編集人 広報委員会委員長 岡本 利之  
制作 株式会社 日経 BP アド・パートナーズ / 株式会社 日経 BP  
デザイン 永井 むつ子 (Zippy Design)  
印刷 株式会社 大應

|      |        |       |       |
|------|--------|-------|-------|
| 広報委員 | 小田島 範幸 | 佐々木 寛 | 馬場 美行 |
|      | 秋山 真吾  | 佐藤 敦史 | 持田 正  |
|      | 井上 俊彦  | 城谷 義隆 | 森本 義則 |
|      | 雑賀 慎一  | 成田 洋二 | 今井 雄一 |

コージェネレーションでネットワークを広げていく「コージェネット」

# Co-GENET

Vol.7 特別号

2015 Special

特別対談

## ローカル・アベノミクスとエネルギー



高市 早苗氏

総務大臣  
自由民主党 衆議院議員



柏木 孝夫氏

東京工業大学 特命教授  
コージェネ財団 理事長



巻末

コージェネ導入による  
税制優遇のご案内



1946年東京生まれ。70年、東京工業大学工学部生産機械工学科卒。79年、博士号取得。東京工業大学工学部助教授、東京農工大学工学部教授、東京農工大学大学院教授などを歴任後、2007年より東京工業大学ソリューション研究機構教授、12年より特命教授。11年よりコージェネ財団理事長。経産省の総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会長などを歴任し長年、国のエネルギー政策づくりに深くかかわる。現在、同調査会の省エネルギー・新エネルギー分科会長、基本政策分科会委員などを務める。総務省が2014年11月に立ち上げた「自治体主導の地域エネルギーシステム研究会」の座長も務める。主な著書に「スマート革命」「エネルギー革命」など。

# エネルギー

(構成・文／小林佳代 写真／加藤康)

柏木孝夫氏(以下敬称略) 政府が進める電力システム改革によって、2016年から家庭部門も含め、電力小売市場は完全自由化されます。家庭向け市場は7・5兆円。この資金をどう地域に取り込み、経済の好循環を起こしていくかが「ローカル・アベノミクス」実現のカギともなります。

総務省は分散型エネルギーインフラプロジェクトを全国で推進するため、昨年11月、「自治体主導の地域エネルギーシステム整備研究会」を立ち上げました。私は座長を務めさせていただいていますが、高市大臣は第1回、第2回の会合とも、最初から最後までおられて議論に加わってくださいました。お忙しい大臣が、ずっと会合におられ

# Co-GENET

## Vol.7

2015 Special

## 特別対談

第3次安倍晋三政権の最重要課題ともいえる「ローカル・アベノミクス」。その具体的な推進策の一つとして、総務省は昨年11月、「自治体主導の地域エネルギーシステム整備研究会」を立ち上げ、分散型エネルギーインフラシステムの普及によって地域を活性化しようと動き出した。自ら陣頭に立ち、強い意気込みを見せる高市早苗総務大臣と、エネルギーシステム研究の第一人者と

して国のエネルギー政策に長年関わり、この研究会の座長も務める東京工業大学特命教授の柏木孝夫氏に、地方創生の実現に向けて期待される

分散型エネルギーシステムの役割や、それを活用したサービス・イノベーションの可能性などについて議論・提言していただいた。

## 電力自由化で 生まれる7・5兆円市場

柏木孝夫氏

×

高市早苗氏



たかいち きなえ  
高市 早苗氏

総務大臣  
自由民主党 衆議院議員

1961年生まれ。奈良県出身。84年、神戸大学経営学部経営学科卒。89年、松下政経塾卒塾。93年、衆議院議員に初当選、現在は7期目。通商産業政務次官、経済産業副大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、科学技術政策、イノベーション、少子化・男女共同参画、食品安全など19分野を担当）などを歴任し、2014年9月より総務大臣。自由民主党の政務調査会長、広報本部長なども歴任。

かしわぎ たか お  
柏木 孝夫氏

東京工業大学 特命教授  
コージェネ財団 理事長

# ローカル・アベノミクスと

## 分散型エネルギーシステムがもたらす サービス・イノベーションと地方創生

るといのは珍しいことですね。  
**高市早苗氏（以下敬称略）** ええ、そうですね（笑）。

**柏木** それほど、この分野には力を入れていらっしゃる。確かに、各地域が分散型であるコージェネレーション（熱電併給）システムや再生可能エネルギーをうまく活用し、自立的で持続可能な災害に強いエネルギーシステムを構築することは極めて大きな意味があると思います。全国に1800ある自治体のうち半分でも、こうしたシステムを取り入れれば地域は大いに活性化します。安倍晋三首相が進める「ローカル・アベノミクス」の本命プロジェクトと言ってもよいのではないですか。  
**高市** 第3次安倍内閣の使命は「アベノミクス」効果を全国に波及させ、元気で豊かな地方を創生すること。総務省は既に、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援する「ローカル10000プロジェクト」推進などに取り組み、成果を上げつつあります。「分散型エネルギーインフラプロジェクト」は地方創生のもう一つの大きな柱と位置づけています。

最近では気候変動の影響が、台風や集中豪雨、豪雪の被害が拡大しています。昨年12月には、徳島県を中心とする大

”

自治体主導で地域エネルギーシステムを整備し、  
民間の経営センスやノウハウも生かして、  
様々なサービス・イノベーションを実現できれば、  
地域は活性化します(柏木氏)

“



雪で1万3000軒以上が停電する事態が起きました。こういうニュースを耳にすると、ますます自立型エネルギーの重要性を思い知ります。

また、地域エネルギーシステムの整備に力を入れているのは、私自身、今の年齢になって痛感していることがあるからです。父が亡くなった後、故郷では高齢の母が一人で暮らしています。体調を崩したり、けがをしたりと何かある度に心配になります。私と同様に、故郷に親御さんを残して都会で働いておられる40代、50代の方は多く、故郷に帰って親の近くで暮らしたいという思いもあるでしょう。けれど、いざと

なると子供の教育はどうするのか、仕事はどうするのかといった不安もあり、地方への移住に踏み切れないのが実情だと思っています。

この先、地方移住へのニーズはより大きくなっていくはずですが、政治家としての私の夢は、日本全国、どこの方でも、安全に暮らすことができ、質の高い教育を子供に受けさせることができ、働く場所があるようにすることができ、働く場所があれば、自ずと日本は確固たる底力を持つようになると思うのです。分散型エネルギーインフラプロジェクトはその強力な手段になると考えています。

## 雇用増やす 木質バイオマスエネルギー

**柏木** なるほど、そういう夢が政治家としての活動の原動力になっていらっしゃるのですね。

確かに、エネルギーシステムに対する見方は大きく変わりました。これまでは電力会社による大規模集中型の方がエネルギー効率はよいと考えられてきましたが、燃料電池など新しい発電

システムが登場した今は、むしろ小規模な方が効率がよくなる場合もあります。東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故も、分散型エネルギーの政治的位置づけを変える大きな要因となりました。

需要地に発電システムを設置する「オンサイト発電」は、発電時の排熱

も有効活用できるというメリットがあり、適材適所のエネルギーシステム構築が可能になります。分散型エネルギーシステムが全体の中の一定シェアを占めるという形が、日本のエネルギー需給構造のグランドデザインになつていくものと考えています。

今は自家発電設備を、災害時などの非常用として取り入れている自治体がほとんどですが、非常用だけにとどめるのはもったいないと感じます。日本発の国際商品である燃料電池コージェネシステム「エネファーム」などを常川として使いこなし、非常時にはそれをフル稼働させるようなシステムを構築すれば、省エネと同時に、国土強靱化も実現できます。

**高市** 離島など地域によつては自己完結型でエネルギーを生み出していかなくてはならないところもあるでしょう。一方で現在の発電システムを補完するようなシステムであつてもいい。分散型エネルギーシステムにはいろいろな形、方法があると思います。

再生可能エネルギーに関しては、「投資に対するリターンが見込めない」といったマイナスのイメージを持つ人もいますが、必ず稼げる産業になると私は思っています。危機管理上もメリットがあり、雇用も生み出すことができるのですから、上手に取り込んでいく

ことが必要です。

私は「森林王国」の奈良県出身ということもあり、木質バイオマスエネルギーに大いに注目しています。木質バイオマスを活用することは、山をしつかりと手入れすることにもつながり、雇用創出効果も高いからです。

2011年、奈良県は台風12号によつて大変な被害を受けました。あの時、多くの電柱が倒れ、送電網が破壊されました。また、たくさんの孤立集落が発生したのですが、その原因になったのが、手入れされていなかった山から出た倒木でした。増水した川に流れ込んだ倒木が、橋脚を破壊していったのです。山に手を入れないと、こういうことが起きるかを目の当たりにしたことで、バイオマスエネルギー利用の重要性も改めて感じました。

今は、バイオマスボイラーはドイツ製が中心ですが、全国各地でボイラーが必要になれば、日本メーカーも本格的に取り組むようになるでしょう。

**柏木** 間伐した木は小さく切断して山から下ろせば資源として使えます。近くに石炭火力発電所があるならそこに混ぜ込むことで二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出量を減らすこともできます。日本には家庭ごみ(一般廃棄物)の焼却施設が約1500あり、その約4割は発電にも利用しています(平成24年度、

”

地方ごとに自給自足型の経済をつくれば、円安になろうが円高になろうが、ビクともしません。特に食料とエネルギーは、ある程度は地域内で調達すべきだと思います(高市氏)

“



環境省の統計より)。そこで混焼してもいいでしょう。

バイオマスエネルギーの利用推進は

# 自治体発の サービス・イノベーション

林業事業者の雇用促進にもなるし、日本全体の活性化にもつながる。大変いいことだと思います。

**柏木** 総務省が昨年11月に立ち上げた

「自治体主導の地域エネルギーシステム整備研究会」では、地域活性化における重要なキーワードとして「サービス・イノベーション」を挙げています。

イノベーションとは、構造変革によって新たな付加価値を生み出すこと。確かに自治体が分散型エネルギーを取り入れることで、色々な付加価値のあるサービスを生み出す可能性があります。

例えば、高齢化への対応です。一人暮らしの高齢者は増えていく一方。住民一人ひとりのエネルギー使用情報を自治体を持つようになれば、家族に安否を知らせる「見守りサービス」を提供することもできる。安心・安全に暮らせる自治体には人が集まってくるはずですよ。

**高市** そうですね。やむを得ず離れて暮らしている家族に情報を伝えるとい

うのも、自治体の新たなサービスになり得ます。

イノベーションとは、技術革新の成

果が国民に還元され、活用されるまでのプロセス全体だと思っています。サービス・イノベーションを実現する上で障害となるような規制は緩和していかなくてはなりませんし、自治体や事業者も知恵を絞って新たなサービスを生み出す必要があります。

**柏木** 様々なサービス・イノベーションを生み、雇用を生むような自治体改革が必要です。改革が重要です。リストラのイメージを持たれがちですが、決してそんなことはない。

自治体主導で地域エネルギーシステムを整備し、エネルギーを売買するよ

うになれば、キャッシュの流れが生まれます。

ここで民間の経営センスやノウハウも生かして、生活総合支援事業を請け負うなど、様々なサービス・イノベーションを実現できれば、地域は活性化します。ドイツの公益事業体「シュタットベルケ」のようなものを、日本に適した形でつくり、成長させるということです。

**高市** イノベーションは、省エネ分野でも大いに求められます。

東日本大震災の直後には、日本中がエレベーターを止める、電気を消すなど、「我慢する」省エネに進みました。みんながそうやって協力し合いながらやりくりしたのは貴重な経験ではありません。けれど、それまで2フロアで働いていた従業員が1フロアで働くようになったり、薄暗い中で暑さや寒さを我慢して働くということでは、「労働安全衛生法」上の新たな問題を生みかえません。

イノベーションによってエネルギー効率の高い、省エネを実現できる製品を生み出す。それがたくさん売れることによって税収が増える。雇用が増える。利用者側も必要なエネルギーを使って快適な環境を得られるというのが、うれしい省エネの形だと思います。

**柏木** そこに地場産業が食い込み、省



エネした分の一部を対価として受け取るESCO (Energy Service Company) 型のサービスを提供すれば、地域の発展にもつながりますね。産業は省エネ機器をたくさん売り、自治体は税収が増え、利用者はエネルギー費用が安くなる。三者にとって「WIN・WIN・WIN」の関係をつくることも夢ではありません。

## 為替変動に 強い地方経済を

**高市** 2015年、私がもう一つの目標として持っているのは、「為替変動に強い地方経済構造をつくること」です。為替変動は常に起きます。経済がグローバル化する中、為替の問題は日本単独で何か策を講じて防げるものではありません。先見性のある経営者は1ドル80〜150円の広い変動幅を前提に、どのような状況でも対応できるようリスク管理し、経営戦略を立てていると思います。

これから先、1ドル150円のラインを超えて円安に進むことがあれば、製造業の国内回帰も大きく進むと思います。

ます。これは地方にとって大きなチャンス。国内回帰の気運が高まった時に、地方に戻ってもらえるよう、環境を整備しておくなくてはなりません。

地方ごとに自給自足型の経済をつくれれば、円安になろうが円高になろうが、ビクともしません。特に食料とエネルギーは、ある程度は地域内で調達すべきだと思います。そのためには、生産者が、きちんとした供給力を持たないといけません。

食料に関しては、学校給食に地域で生産したものを使おうという動きが盛んになってきています。ただし現状で

は、残念ながら生産力が必要に追いついていない地域がほとんどですね。

エネルギーは今後、地産地消型の分散型エネルギーシステムを導入していくことで、ずいぶん変わってくると思います。

**柏木** 私は、自治体主導の地域エネルギーシステムを構築していく上で重要なのは、省庁連携だと思っています。ICT (情報通信技術) は旧郵政省、自治体は旧自治省の管轄です。エネルギーとICTが一体化したスマートコミュニティの実現には、まずは総務省が持てる力を存分に発揮することが必要です。

さらに、今までにない、新しいシステムをつくり上げるために、資源エネルギー庁、林野庁、農林水産省などとも連携を深め、一体となって付加価値を生み出し、地域活性化につなげてい



かなくてはなりません。

**高市** 昨秋の大臣就任直後に、総務省と全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」に、経済産業省の日本貿易振興機構 (JETRO)、中小企業基盤整備機構 (中小機構) を接続させることにしました。既に省庁連携は始まっていますし、今後新たな連携の形が出てくると思います。

こうして、自治体主導で新たにつくりあげる地域エネルギーシステムは地域によって様々な使い方がされると思います。工場、住宅、観光、医療、農業など多様な活用によって、各地の特色も出てくるでしょう。将来的には世界に誇れる日本の地方経済モデルとして発展させていきたいと思っています。

**柏木** 力強いお言葉、ありがとうございます。期待が大いに膨らみます。





# コージェネ導入による 税制優遇のご案内

〈産業競争力強化法〉生産性向上設備投資促進税制

生産性向上設備等に該当する  
コージェネレーション(熱電併給)機器を取得した場合、  
「即時償却」または「税額控除」が受けられます。  
補助金との併用も可能な活用しやすい制度です。



**即時償却**

または

**税額控除(5~10%)**

平成26年1月20日  
~平成28年3月末日まで

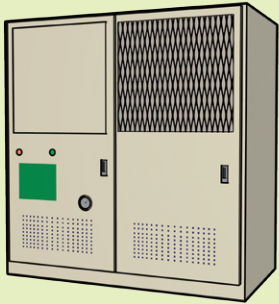
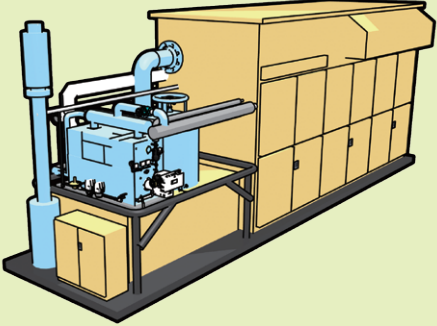
**特別償却(50%)**

または

**税額控除(4~10%)**

平成28年4月1日  
~平成29年3月末日まで

例えば…

| 対象企業                           | 中小企業 資本金3000万円以下                                                                                 | 大企業                                                                                                     |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 導入コージェネ                        | 25kW × 2台<br> | 8,000kWクラス × 2台<br> |
| イニシャル <sup>※1</sup><br>(工事費込み) | 2,700万円                                                                                          | 27億円                                                                                                    |
| 優遇措置                           | 税額控除・選択時 10% <sup>※3</sup>                                                                       | 税額控除・選択時 5%                                                                                             |
| 税額控除 <sup>※2</sup>             | <b>270万円</b>                                                                                     | <b>1.35億円</b>                                                                                           |

※1 設置条件や業種などにより、異なります。計上範囲等の個別具体的な判断は、お客様の経理担当者や、税理士の方へご確認ください。

補助金を受領し、圧縮記帳を行った場合は、圧縮後原価が優遇措置の対象となります。

※2 当期の法人税額の20%が上限。実際の税計算では諸条件により変動しますので、あくまで目安とお考えください。

※3 「中小企業者等」に該当する場合は、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を選択できます。



## コージェネも 対象です

対象設備は「A:先端設備」と「B:生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」があり、コージェネレーションは「A:先端設備」に分類され、一定の要件<sup>\*注</sup>を満たすものが対象です。また、本制度は「補助金との併用も可能」です。

<sup>\*注</sup> 「一定の要件」に関しては、10～11ページの表をご参照ください。

## 生産性向上設備投資促進税制とは

(10～11ページの表参照)

生産性向上設備投資促進税制は、青色申告をしている法人または個人事業主が産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの期間内に、特定生産性向上設備等の取得等をして国内にある当該法人の事業の用に供した場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度(または平成26年4月1日を含む事業年度)において、特別償却または税額控除を認めるものです。なお、産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)から平成28年3月31日までの期間内に、取得等をして、国内にある当該法人の事業の用に供した特定生産性向上設備等については、特別償却または税額控除の上乗せ措置があります。

## コージェネ財団が証明書発行団体です!

先端設備の要件確認スキームは下図のとおりです。熱電併給型動力発生装置(コージェネレーション)の証明書発行はコージェネ財団(図中の「工業会等」に該当)が実施します。詳しくは、コージェネ財団ホームページをご覧ください。

コージェネ財団ホームページ:

➤ <http://www.ace.or.jp/>

簡単な手続きで  
税制優遇を  
受けられます!

### 先端設備の要件確認スキーム

#### 〈工業会等の確認内容〉

- ・最新モデル要件を満たしていることの確認
- ・生産性向上(年平均1%以上)要件を満たしていることの確認(同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会等の判断による)

経済産業省

定期的に  
証明書発行状況を  
報告

① 証明書の発行依頼

②

設備の確認・証明書発行依頼  
(性能要件等の分かる資料を添付)

設備ユーザー

設備メーカー等<sup>\*1</sup>

工業会等<sup>\*2</sup>

④

証明書の転送 設備の取得等

③

証明書発行

⑤

税務申告の際、  
確定申告書等に証明書を  
添付することが可能

所轄の税務署

設備の種類、用途、  
または細目毎に  
業界団体を指定

- ※1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする。
- ※2 設備メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。具体的にどの設備についてどの工業会等に申請すべきかは、11ページに記載の経済産業省ホームページにて確認。

# 生産性向上設備投資促進税制概要

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所 管     | 経済産業省                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 概 要     | 生産性向上設備投資促進税制とは、事業者の生産性向上につながる質の高い設備投資を重点的に支援する制度です。生産性向上設備を直接購入し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に減価償却資産の特別償却または税額控除ができます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 減税対象事業者 | 青色申告をしている法人・個人事業主                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 対 象 設 備 | <p><b>1. 当財団が生産性向上の証明を行う対象設備：</b></p> <p>熱電併給型動力発生装置(コージェネレーション)とします。なお、常用防災兼用発電設備認証品についての生産性向上の証明は、「一般社団法人日本内燃力発電設備協会」が実施します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|         | <p><b>2. 対象設備の要件：</b></p> <p>「A：先端設備」と「B：生産ラインやオペレーション の改善に資する設備」があり、先端設備の場合、以下の要件を全て満たすものです(コージェネレーションは、先端設備に分類されます)。</p> <p>①最新モデル(一定期間内【機械装置：10年以内、建物および建物付属設備14年以内】に販売が開始されたもので最も新しいモデル)</p> <p>②生産性<sup>*</sup>向上(年平均1%以上)(※「単位時間あたりの生産量」「精度」「エネルギー効率」等)</p> <p>③最低取得価額以上(「機械装置」の場合、単品160万円以上)</p> <p>当財団が担当するコージェネレーションの場合、②の「生産性」は、「発電設備のエネルギー効率について、新モデルの旧モデルに対する発電効率または総合効率が平均1%/年以上向上している」ことを基本とします。これ以外の指標で生産性向上を証明される場合は、設備メーカーへご相談ください。</p> |
| 優 遇 措 置 | <p><b>1. 平成26年1月20日から平成28年3月31日まで：</b></p> <p>即時償却(取得価格の100%全額償却)または税額控除(5%。ただし、建物・構築物は3%)のいずれかを選択(中小企業は上乗せ措置あり)。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|         | <p><b>2. 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで：</b></p> <p>特別償却(50%。ただし、建物・構築物は25%)または税額控除(4%。ただし、建物・構築物は2%)のいずれかを選択(中小企業は上乗せ措置あり)。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|         | <p><small>*ただし、税額控除における税額控除額は当期の法人税額の20%が上限。</small></p> <p><small>*ただし、生産等設備(事業の用に直接供される減価償却資産)のみが対象であり、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等(いわゆるバックオフィス)は対象外。</small></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |



## コージェネ導入による 税制優遇のご案内

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 適 用 期 間   | 平成26年1月20日から平成29年3月31日まで<br>(即時償却は平成28年3月31日まで)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 申 請 方 法   | <p>1. コージェネレーションを導入するユーザーからの依頼に基づいて、設備メーカー等（申請者）が当財団へ「産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書（以下証明書という）」の発行を申請し、当財団はこれを審査の上設備メーカー等へ証明書を発行し、設備メーカー等からユーザーへ転送します。</p> <p>2. 申請者は、証明書（様式1）およびチェックリスト（様式2）に必要事項を記入の上、証明者欄に押印し、</p> <p>① 証明書（様式1）およびチェックリスト（様式2）（各1通）、</p> <p>② 当該設備の図面のコピー（1通）、</p> <p>また必要に応じて</p> <p>③ チェックリストの記載内容を証明する資料 を、</p> <p>返信先住所宛名を記入して切手を貼付した定形封筒を添えて、当財団に郵送してください。</p> <p>なお、②の図面はコージェネレーションの要件である「エンジンまたはタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラーまたは廃熱吸収式冷温水器を同時に設置することの当否」が分かる図面としてください。</p> <p>3. 当財団は、申請者による生産性向上設備（コージェネレーション）に関する機種仕様・発売時期等の証明内容を点検した上で押印して申請者に返信いたします。証明書押印・返信にあたっては、設備メーカーが会員企業の場合は手数料無料とし、非会員企業の場合は10,000円（税別）／件の手数料を申し受けます。</p> <p>4. 申請者は、生産性向上設備（コージェネレーション）のユーザーに証明書を送付し、ユーザーは税務申告の際、確定申告等に証明書を添付することができます。</p> |
| リ   ン   ク | <p><b>生産性向上設備投資促進税制（経済産業省）</b></p> <p><a href="http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html">http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html</a></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |



**コージェネ導入のチャンスです！  
ぜひ、お問い合わせください！**